

随時売払い物件売却要領

□ 申込

(1) 申込資格

申込者については、個人及び法人とします。

また、下記に該当する方は除きます。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各規定に該当する方
- ・ 網走市に対し公租公課を滞納している方
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員

(2) 申込方法

市指定の用紙「市有地買受申込書」に申込者の世帯の住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書と代表者の世帯の住民票を添付して、申し込みしてください。

申込者以外の方への所有権移転登記は行いませんので、ご夫婦などで共有登記を希望される方は、あらかじめ連名でお申し込みください。

(3) 申込場所

網走市役所 本庁舎2階 財政課管財係 に持参提出してください。

※土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

TEL：0152-44-6111 内線242・369

□ 契約の締結

(1) 売買契約の締結

申込書を提出してから、市が指定する期日までに契約を締結していただきます。

（契約にかかる収入印紙は、買受者の負担となります。）

(2) 代金の支払方法

売買代金は、契約締結時に市が発行する納付書により、一括して納付していただきます。

□ 売払いの条件

(1) 用途指定

都市計画法など関係法令を遵守していただきます。

(2) 物件引渡し

原則として、売買代金完納時に現状で引き渡します。

公簿面積による売買となりますので、実測面積と差異が生じた場合でも、異議申し立てや増減による代金の請求には応じられません。

(3) 所有権移転

物件の所有権は、売買代金納入と同時に現状で移転します。

縁石の切り下げ等は関係機関と協議して、買受者の責任で行うこととなります。

(4) 所有権移転登記

所有権移転登記は、代金納入後に市が行います。

この時に要する登録免許税は、買受者の負担となります。

(5) 契約違反措置

売買契約条項に違反があった場合は、市がこの売買契約を解除し、物件を買い戻します。また、違約金として契約額の1割を請求いたします。